

# 一 般 競 争 入 札 の 公 告

## 令 和 3 ・ 4 年 度 広 島 高 速 1 号 線 環 境 調 査 業 務

次のとおり一般競争入札に付します。

令和3年11月1日

広島高速道路公社 理事長 熊谷 鋭

### 1 業務概要

- |          |                       |             |                |
|----------|-----------------------|-------------|----------------|
| (1) 業務名  | 令和3・4年度 広島高速1号線環境調査業務 |             |                |
| (2) 業務場所 | 広島市東区温品町外             |             |                |
| (3) 業務内容 | 大気質調査                 | 20回(5測点×4回) | ※1回あたり24時間連続観測 |
|          | 騒音調査 一般騒音             | 24回(6測点×4回) | ※1回あたり24時間連続観測 |
|          | 低周波音                  | 8回(2測点×4回)  | ※1回あたり6時間連続観測  |
|          | 振動調査                  | 20回(5測点×4回) | ※1回あたり24時間連続観測 |
| (4) 履行期間 | 契約締結の日から令和5年3月31日まで   |             |                |

### 2 競争入札参加資格

次に掲げる要件を満たしている者

- (1) 広島高速道路公社契約細則第2条に該当していないこと。
- (2) 次のいずれにも該当していないこと。
  - ア 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定を受けていない者
  - イ 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定を受けていない者
  - ウ 不渡手形又は不渡小切手を発行し、銀行当座取引を停止されている者
- (3) 経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (4) 公告の日から開札の日までの間において、広島県の指名除外措置、広島市又は広島高速道路公社の指名停止措置を受けていない者であること。
- (5) 公告の日から開札の日までの間において、営業停止処分(本件業務の入札に参加し、又は本件業務の受注者となることを禁止する内容を含まない処分を除く。)を受けていない者であること。
- (6) 次のいずれかに該当していること。
  - ア 広島県の「平成30～令和3年 物品・委託役務競争入札参加資格者名簿」のうち、「認定契約種目:2委託役務関係、14調査・測定、B環境測定」に登録されている者であること。
  - イ 広島市の「令和2・3・4年 物品の売買、借入れ、修繕及び製造の請負並びに役務の提供に係る競争入札参加資格者名簿」のうち、登録種目「30-01 検査・測定」に登録されている者であること。
- (7) 広島市内に本店又は支店等(継続して契約権限等を受任しているものに限る。)を有する者であること。
- (8) 国、都道府県、政令指定都市、高速道路6社又は地方道路公社の発注業務において、広島県内で「大気質」、「騒音」、「振動」のいずれかの調査を行い、平成23年度以降に完了及び成果品納入を終えた業務実績を有すること。
- (9) 業務責任者には、前項で規定する業務実績を有する者を配置できること。
- (10) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

① 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社等（会社法施行規則第2条第3項第2号の規定による会社等をいう。以下同じ。）である場合は除く。

ア 親会社と子会社の関係にある場合

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

② 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、イについては、会社等の一方が更正会社又は再生手続が存続中の会社等である場合は除く。

ア 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

イ 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記①又は②と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

3 入札手続等

(1) 担当部課

ア 入札・契約手続に関すること。

広島市東区温品一丁目8番23号

広島高速道路公社 総務部総務課経理係 電話(082)508-6848

イ 業務内容に関すること。

広島市東区温品一丁目8番23号

広島高速道路公社 保安全管理部保全課 電話(082)508-6822

(2) 入札説明書等の交付期間及び場所

ア 期間 公告の日から令和3年11月12日(金)まで(土曜日、日曜日及び祝日等を除く。)

イ 場所 (ア) 広島市東区温品一丁目8番23号

広島高速道路公社 総務部総務課経理係

(イ) 広島高速道路公社のホームページ (<https://www.h-exp.or.jp/>)

(3) 一般競争入札参加資格確認申請書及び競争入札参加資格確認資料(以下「申請書等」という。)の提出期間及び場所等

ア 期間 公告の日から令和3年11月12日(金)午後5時00分まで(必着)

イ 場所 広島市東区温品一丁目8番23号

広島高速道路公社 総務部総務課経理係

ウ 方法 申請書等は郵送することとし、持参又は電送によるものは受け付けない。なお、郵送は一般書留又は簡易書留のいずれかの方法にて行うこと。

(4) 競争入札参加資格の確認及び通知

申請書等を提出した者について、競争入札参加資格を確認し、その結果を入札参加申請者に対して令和3年11月16日(火)までに一般競争入札参加資格確認結果通知書により競争入札参加資格の有無の通知を行う。なお、本件業務に係る競争入札参加資格を有すると確認し得る者がいないときは、本件業務に係る競争入札を中止する場合がある。

(5) 入札、開札の日時(予定)、場所、入札書の郵送方法等

ア 日時 令和3年12月3日(金)午後1時15分

イ 場所 広島市東区温品一丁目8番23号 広島高速道路公社 会議室

ウ 方法 郵送することとし、持参又は電送による入札は認めない。なお、郵送方法は以下のとおりとする。

・一般書留又は簡易書留のいずれかの方法にて行うこと。

一般書留又は簡易書留のいずれかの方法以外で提出した入札は、広島高速道路公社郵便入札実施要綱第6条第3号により無効とする。また、郵送方法等の詳細は、広島高速道路公社郵便入札実施要綱第3条及び第4条の規定のとおりとする。

・郵送先は上記(3)イに掲げる場所とする。

・到達期限は、令和3年12月2日(木)の午後5時00分までとする。

エ 立会 開札における入札者の立会はできないこととする。なお、開札にあたり、入札事務に関係のない公社職員1名を立ち合わせるものとする。詳細は「新型コロナウイルスの感染拡大防止に向けた入札等の手続きの特例措置について」（公社ホームページ HOME 》 調達情報 》 入札・契約関係規程）を参照。

(6) 入札方法等

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(7) 入札回数等

第1回目の開札において予定価格に達する入札書が無いときは、1回に限り再度入札を行う。再度入札を行う場合は、入札参加者に対し、直ちに第1回目の最低入札価格、入札書の提出期限、入札書の送付先、開札日時及び開札場所を通知する。

(8) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 免除

イ 契約保証金 納付（契約金額の10パーセント以上を契約締結までに納付）

ただし、国債若しくは地方債又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、履行保証保険契約又は履行保証契約を締結し、当該保険証券又は保証証券を広島高速道路公社に寄託したときは、契約保証金の納付を免除する。

(9) 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、申請書等に虚偽の記載をした者の提出した入札及び入札に関する条件に違反した入札並びに広島高速道路公社契約細則第13条、広島高速道路公社郵便入札実施要綱第6条の各号に掲げる入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。なお、広島高速道路公社により競争入札参加資格のある旨を確認された者であっても、開札の場において2に掲げる資格のない者は、競争入札参加資格のない者に該当する。

(10) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、他の者を落札者とする可能性がある。

4 各事業年度における支払限度額等の設定

本件業務の各事業年度における支払い予定額については、次のとおりとする。

事業年度	支払い予定額
令和3年度	当該業務委託契約の業務委託料の50%で、契約締結時に理事長が定める額。
令和4年度	当該業務委託契約の業務委託料の50%で、契約締結時に理事長が定める額。

発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、上記に定める事項について変更することができる。

5 その他

ア 入札参加者は、広島高速道路公社会計規程、広島高速道路公社契約細則、広島高速道路公社郵便入札実施要綱、その他広島高速道路公社の契約に関する要綱・要領等、広島高速道路公社委託契約約款（役務の提供）及び設計図書に従い入札すること。

イ 入札参加者は、関係法令を遵守すること。

ウ 設計図書を入手した者は、これを本入札手続以外の目的で使用してはならない。

エ 提出された申請書等に虚偽の記載をした場合には、指名停止の措置を行うことがある。

オ 申請書等に誤り又は不備が確認された場合、「申請書記入項目不備」として競争入札参加資格が無いものと扱う場合がある。

カ 入札公告後に入札中止、訂正又は入札関係資料の修正を行うことがあるので、広島高速道路公社ホームペー

- ジ「調達情報」を確認すること。
- キ 公告に定めるもののほか、本件業務の入札手続に関する詳細は入札説明書による。

以 上